

令和8年度（2026年度）

ブロック塀等撤去補助 利用の手引き

- ブロック塀等安全対策緊急支援事業 -

ブロック塀等撤去補助は、地震発生時における人身事故の防止及び避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀等の撤去に要する費用を補助するものです。

1. ブロック塀等撤去補助の利用について	・・・	P1
2. 補助事業の流れ	・・・	P3
3. 事業の実施	・・・	P3
4. その他の手続きについて	・・・	P6
5. 固定資産証明書等の入手先	・・・	P6
○記入例、作成例	・・・	P8
○よくある質問	・・・	P17

お問い合わせ先

熊本市 建築指導課（市役所11階）

〒860-8601（市役所専用郵便番号）

住所：熊本市中央区手取本町1番1号

（この郵便番号を記載すれば、住所の記載を省略できます。）

電話番号：096-328-2513（直通）

FAX番号：096-351-2182

メールアドレス：kenchikushidou@city.kumamoto.lg.jp

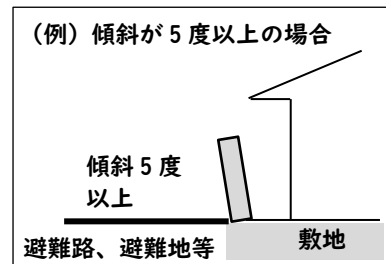
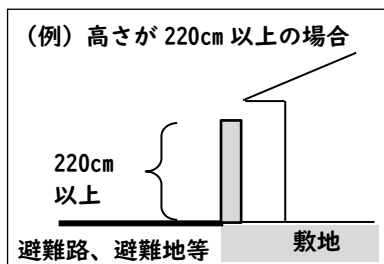
（書類の持参や対面での相談を希望される場合は事前にお電話
ください。）

1. ブロック塀等撤去補助の利用について

(1) 補助の対象となる危険なブロック塀等

次のすべてを満たす必要があります。

- 熊本市内にあるもの
- 避難路^{※1}又は避難地等^{※2}（以下、避難路等）に面しているブロック塀等^{※3}
- 次に掲げる要件全てに該当するもの
 - (ア) 当該ブロック塀等自体の高さが60cm以上のもの
 - (イ) 市長が実施するブロック塀等に関する調査（建築指導課による現地確認）において、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - (ア) 当該ブロック塀等が面する避難路等からの高さが220cm以上のもの
 - (イ) 当該ブロック塀等が5度以上傾いており、面する避難路等からの高さが80cm以上のもの
 - (ウ) 劣化が著しく緊急性が高いと市長が認めたもの
 - (エ) (ア)から(ウ)に連続するもの



- ※1 避難路とは：住宅や事業所等のある敷地から避難所等へ至る経路、通学路等
(通学路以外で、住宅や事業所等のある敷地からの経路と判断できない場合は対象外となります。)
- ※2 避難地等とは：熊本市地域防災計画に定める避難場所及び避難所の存する敷地、
都市公園法に基づく都市公園、熊本市が管理する公園、まちの広場等
- ※3 ブロック塀等とは：コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀、その他これらに類すると認められるもの

(2) 補助の対象となるブロック塀等撤去工事の費用

- 補助対象となるブロック塀等の撤去工事の費用
- 撤去するブロック塀等の処分に要する費用

⚠ 注意事項

※やむを得ず、一部を残存させる場合は以下の要件を満たしてください。ただし、建築士等^{※1}により残存部分の安全性が確認された場合は、この限りではありません。

- ・当該ブロック塀等が面する避難路等からの高さが220cm以上の部分は、避難路等からの高さを80cm以下とすること。

- ・当該ブロック塀等が5度以上傾いている場合は、水平方向は傾きが3度未満となる位置まで撤去し、避難路等からの高さを80cm以下とすること。
- ・土留めとなっている場合は、その部分の高さを60cm以下とすること。
- ・所有者は責任をもって残存部分を管理し、周囲に危険を及ぼさない状態とすること。

※1 建築士等とは：一級建築士、二級建築士、木造建築士、ブロック塀診断士等

※残存させたブロック塀等の上にフェンス等を設置することはできません。

※フェンスや鉄製の門扉、樹木等の撤去費用は補助対象外となります。

※撤去後の廃棄物を適切に処分しなかった場合は、廃棄物処分費は補助対象外となります。

(3) 補助の対象になる方

□ ブロック塀等の所有者

所有者以外の方が申し込む場合は所有者の同意が必要です。

「補助事業の実施に係る同意書」を提出してください。(10ページ参照)

(4) 補助金額

1敷地あたりの補助金額は、①、②のいずれか低い額で最大20万円となります。

また、千円未満の端数は切り捨てた額とします。

① ブロック塀等撤去工事の見積金額×2/3 ※消費税は除きます。

② ブロック塀等を撤去する面積に1万5千円/㎡をかけた額×2/3

計算例

(1) 見積金額 27万円(税抜)・・・27万円×2/3=18万円

(2) 撤去する面積 22㎡・・・22㎡×1万5千円/㎡×2/3=22万円

(3) 上限額 20万円

(1)～(3)のうち、最も低い金額(1)18万円が補助金額となります。

(5) 申し込みの受付期間

令和8年(2026年)12月28日(月)まで(当日消印有効)

※申請書類は郵送でご提出ください。詳しくは3ページをご覧ください。

(6) 完了期限(完了実績報告書の提出期限)

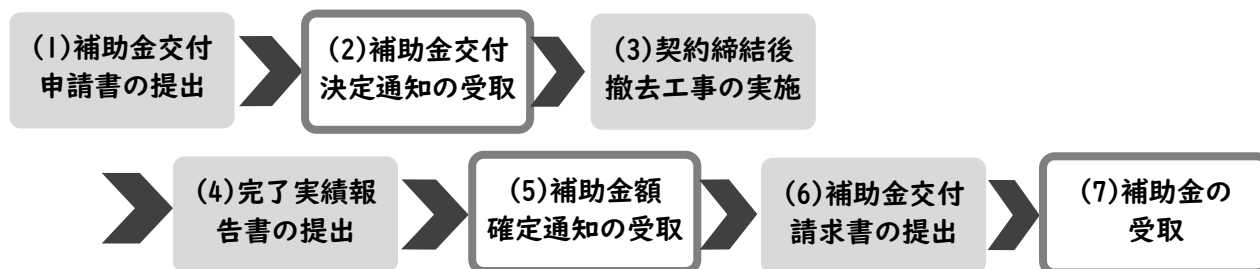
令和9年(2027年)1月29日(金)まで(当日消印有効)

(7) 書類の作成等については施工会社等へご相談ください

申請書類(補助金交付申請書、完了実績報告書など)の作成や工事写真の撮影などが難しい場合は、

施工会社へご相談ください。申請書類については「3ページ 交付申請書及び添付書類、4ページ 完了実績報告書及び添付書類」を参照ください。

2. 補助事業の流れ



3. 事業の実施

(1) 補助金交付申請書の提出

申請方法：令和8年（2026年）12月28日（月）（当日消印有効）までに

次の◆交付申請書及び添付書類を用意し、郵送または電子申請（[LoGo フォーム 外部リンク](#)）で提出してください。

※委任状を添付することで、依頼する施工会社の方が書類を提出することができます。

提出先：表紙のお問い合わせ先に送付してください。

◆交付申請書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手方法
	(1) 補助金交付申請書（様式第1号） 記入例8ページ	窓口へ連絡
	(2) 事業計画書（別紙1） 記入例9ページ	窓口へ連絡
	(3) ブロック塀等撤去工事の見積書の写し 例12ページ	施工会社へ相談
	(4) 付近見取図、配置図【様式自由】 作成例13ページ	申請者が準備または 施工会社へ相談
	(5) 現況写真（全景及び状況が分かるもの） 撮影例14ページ	申請者が準備または 施工会社へ相談
	(6) ブロック塀等がある敷地（土地）の固定資産証明書 または 登記事項証明書 入手先6、7ページ	申請者が準備
	(7) 補助事業の実施に係る同意書（別紙2） ※ブロック塀等の共有者がいる場合又はブロック塀等がある敷地の所有者以外の方が申請を行う場合に提出 記入例10ページ	申請者が準備
	(8) 危険なブロック塀等の延長、高さの現況と撤去範囲がわかる図面 作成例14ページ	申請者が準備または 施工会社へ相談
	(9) 委任状（別紙3） ※施工会社に手続きを委任する場合に提出 記入例11ページ	窓口へ連絡

(2) 補助金交付決定通知の受取

補助金交付申請書の提出後、提出書類により審査を行います。

審査には1～2週間程度かかります。

提出書類の審査が済みましたら、市から補助金交付決定通知書を郵送します。

(3) 撤去工事の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、ブロック塀等撤去工事の契約を結び、工事を実施してください。

⚠ 注意事項

**補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助金を交付することができません。
必ず、補助金交付決定通知書を受領後に契約を結んでください。**

(4) 完了実績報告書の提出

申請方法：令和9年（2027年）1月29日（金）まで（当日消印有効）に

次の◆完了実績報告書及び添付書類を用意し、郵送または電子申請（[LoGo フォーム 外部リンク](#)）で提出してください。

※委任状を提出していれば、依頼する施工会社の方が書類を提出することができます。

提出先：表紙のお問い合わせ先に送付してください。

◆完了実績報告書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手方法
	(1) 完了実績報告書（様式第6号） 記入例15ページ	補助金交付決定通知書と同封しています
	(2) ブロック塀等撤去工事に係る契約書の写し	申請者が準備または施工会社へ相談
	(3) 工事写真（撤去後）	申請者が準備または施工会社へ相談
	(4) 補助対象経費に係る請求書又は領収書等の写し	申請者が準備または施工会社へ相談

(5) 補助金額確定通知の受取

完了実績報告書の提出後、本市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

（審査には1週間程度かかります。）

(6) 補助金交付請求書の提出

補助金額確定通知が届いたら、速やかに補助金交付請求書を提出してください。完了実績報告書と併せてご提出いただいてもかまいません。

※委任状を提出していれば、依頼する施工会社の方が書類を提出することができます。

提出先：表紙のお問い合わせ先に送付してください。

◆補助金交付請求書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手方法
	(1) 補助金交付請求書(様式第8号) 記入例16ページ 代理受領の場合は ・代理受領委任状(様式第11号) ・代理受領補助金交付請求書(様式第12号)	補助金交付決定通知書と同封しています
	(2) ブロック塀等撤去工事費用の支払いが確認できる書類 (領収書、通帳の入金記録の写し等)(未提出の場合のみ)	施工会社へ相談

(7) 補助金の受取

補助金交付請求書を提出されてから3週間程度で指定された口座に補助金を振り込みます。

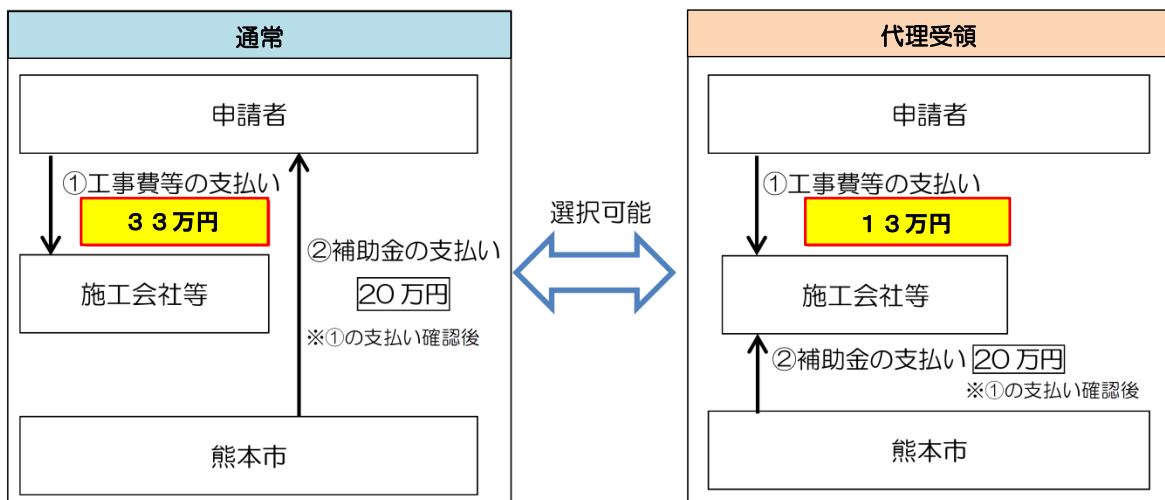
市から振り込みの連絡は行いません。ご通帳より、補助金が振り込まれていることをご確認ください。

★代理受領について

熊本市が交付する補助金を、申請者に代わってブロック塀の撤去を行った業者などが受け取ることができる制度です。この制度を利用することで、申請者はブロック塀撤去費用等から補助金額を差し引いた額を用意すればよいので、補助金額を立て替える負担が軽減されます。

代理受領が可能かについては、施工会社とご相談ください。

●工事費33万円(税込)、補助金20万円の場合の例



4. その他の手続きについて

◆ 申請内容が変更になった場合

ブロック塀等撤去工事の途中で、申請した内容（費用等）に変更があったときは、変更の手続きが必要な場合がありますので、建築指導課 指導班までお問合せください。

◆ 辞退をする場合

補助事業を途中で辞退する場合は、辞退届を提出する必要があります。

その場合、補助金を受け取ることができません。また、既に施工会社などが業務を行っている場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

辞退届の様式は郵送しますので、建築指導課 指導班までお問合せください。

5. 固定資産証明書等の入手先

◆ 固定資産証明書 または 登記事項証明書

固定資産証明書

○入手先：市民税課、各区の税務室、区役所区民課、および総合出張所

（市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。）

○手数料等については、入手先に直接お問い合わせください。

登記事項証明書

○入手先：法務局（7ページ参照）

○手数料等については、法務局に直接ご確認ください。

※登記情報提供サービスにて取得された書類では証明書となりませんのでご注意ください。

※固定資産証明書で所有者などの内容が確認できないもの（所有者が亡くなっている、共有者が複数いる場合等）については、登記事項証明書を提出していただく場合がありますので、建築指導課 指導班までお問合せください。Q & Aに事例がありますので、ご覧ください。

登記事項証明書の入手先

登記事項証明書については、熊本地方務局（本局）で入手してください。

<p>案内図</p>	
<p>郵便番号 所在地 電話番号 取扱時間</p>	<p>〒862-0971 熊本市中央区大江3丁目1-53 熊本第二合同庁舎 096(364)2145 午前9時00分から午後5時00分まで</p>
<p>交通手段</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 「熊本駅前」から熊本都市バス第一環状線（大学病院方面）30分 「大江渡鹿（おおえとろく）」下車，徒歩3分 2 「桜町バスターミナル」から20分「大江渡鹿（おおえとろく）」下車，徒歩3分 九州産交バス利用：小山団地行，戸島駐車場前行，トラックターミナル前行 免許センター行 熊本都市バス利用：水前寺駅北口行，県立劇場前行，長嶺小学校前行， 画図橋行，水前寺鳥居前 3 九州自動車道熊本ICから国道57号東バイパス，産業道路へ右折 熊本第二合同庁舎案内板を左折，車20分

※法務局ホームページより

ブロック塀等撤去【通常】
様式第1号（第4条関係）

熊本市長（宛）

提出時に記入

年 月 日

申請者 住所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 太郎

電話番号 096-111-111

補助金交付申請書

熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 対象となるブロック塀等の所在地（地番）

熊本市 中央区手取本町1110

「固定資産証明書」又は「登記事項証明書」等の地番を記入してください。

2 補助金交付申請額

金 円

金額の訂正ができないため、記入されないようお願いします。

3 完了予定日

令和〇年 〇月 〇日

令和9年1月29日より前の日付を記入してください。

4 添付書類

(1) 手続きを委任する場合は、委任状（別紙1）

(2) 危険なブロック塀等が存する敷地に共有者がいる場合又はブロック塀等の存する敷地の所有者以外の者が申請する場合は、補助事業の実施に係る同意書（別紙2）

(3) 危険なブロック塀等が存する敷地の所有者がわかる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産証明書）

(4) 事業計画書（別紙3）

(5) 見積書の写し

(6) 現況写真

(7) 付近見取図及び配置図

(8) 危険なブロック塀等の延長、高さの現況と撤去範囲がわかる図面

(9) その他市長が必要と認める書類

5 暴力団の排除に関する誓約（兼）同意

私は、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても意義を申し立てないことを誓約します。

また、当該事実の確認のため、補助金交付申請書に記載の個人情報に基づき、熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて、同意します。

事業計画書

工事概要	所在地 (地番)	熊本市中央区手取本町1110			
	塀等の種類	コンクリートブロック塀・石積塀・レンガ塀・その他 ()			
	撤去する範囲	全撤去・部分撤去 (残存する高さ m)			
	ブロックの概等要	長さ	道路・公園等の 面からの高さ	塀自体の高さ	撤去するブロック 塀等の見付け面積
		10 m	220 m	220 m	22 m ²
工事施工者	会社名等	株式会社 ひごまる産業			
	住所	熊本市中央区熊本城1番1号			
	担当者	肥後 二郎			
	電話番号	096-111-2222			
交付申請額の 算定	見積額 (消費税等を除く)	270,000 円 (①)			
	撤去見付け面積による 算出額	撤去するブロック塀等の見付け面積×15,000円/m ² 330,000 円 (②)			
	補助対象経費の 上限額	300,000 円 (③)			
	補助対象経費	① ② ③のうち最小の額 (注) 3千円の倍数となるようにしてください。 270,000 円 (A)			
	交付申請額	= (A) × 2/3 180,000 円			
着手予定日	令和〇年 〇月 〇日				
完了予定日	令和〇年 〇月 〇日				
備考	令和9年1月29日より前の 日付を記入してください。				

(注) 補助対象経費 (A) は、3千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とすること。

危険なブロック塀等が存する敷地に共有者がいる場合又はブロック塀等の存する敷地の所有者以外の者が申請する場合のみ、この書類を提出する必要があります。

ブロック塀等撤去
別紙2（様式第1号）

年 月 日

熊本市長（宛）

提出時に記入

補助事業の実施に係る同意書

下記の所在地において、熊本 太郎 が熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業を実施することに同意します。

また、事業の円滑な実施のため、必要に応じ協力をいたします。

記

- 1 対象となるブロック塀等の所在地（地番） 熊本市 **中央区 手取本町1110**

- 2 共有者等

住所 **熊本市 中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 花子**



共有者がいる場合や所有者以外が補助申請する場合は同意を得て記入してください。
※印鑑は申請者と異なるものを使用して下さい。

住所

氏名

印

住所

氏名

印

住所

氏名

印

※対象となるブロック塀等が存する敷地に共有者がいる場合又は当該ブロック塀等の存する敷地の所有者以外が申請する場合は、共有者又は所有者の同意を得て2に記入すること。

熊本市長 (宛)

年 月 日

提出時に記入

委任状

私は、肥後 二郎を代理人（窓口に来る方）と定め、下記の事項を委任しました。

1. 熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業に係る2に示す申請及び報告等のうち、各事業に必要な手続の一切を委任する場合は、表欄の左側に○をつけてください。

<input checked="" type="radio"/>	当該事業に係る申請及び報告等の手続における一切を委任
----------------------------------	----------------------------

2. 熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業に係る申請及び報告等の手続のうち、一部を委任する場合は、該当する事項に○をつけてください。

<input type="checkbox"/>	交付申請（第4条、附則第2条）	<input type="checkbox"/>	変更申請（第7条）
<input type="checkbox"/>	補助事業の中止又は廃止（第8条）	<input type="checkbox"/>	状況報告（第10条）
<input type="checkbox"/>	完了実績報告（第11条、附則4条）	<input type="checkbox"/>	補助金の請求及び交付（第13条）
<input type="checkbox"/>	完了後の報告等（第17条）	<input type="checkbox"/>	

対象住宅の所在地（地番） 熊本市 中央区 手取本町1110

申請者（委任する方）

住所 熊本市中央区手取本町1番1号

氏名 熊本 太郎



代理人（窓口に来る方）

住所 熊本市中央区熊本城1番1号

会社名等 株式会社 ひごまる産業

氏名 肥後 二郎

○見積書【様式自由】 例

・ブロック塀等の撤去費、処分費など、経費の内訳が分かる見積書の作成を依頼してください。

【見積例】

発効日 作成された日を記載

御 見 積 書

申請者氏名（フルネーム）様

会社名
住所
電話
担当者
 見積を作成された会社の会社名、住所、電話番号を記入してください。
会社印
 会社印を押印してください。
 （担当者様印では受付で

下記のとおりお見積り申し上げます。
ご検討よろしくお願いたします。

御見積金額 ¥〇〇〇, 〇〇〇- (内消費税 〇〇, 〇〇〇円)

工 事 名 : 申請者氏名（フルネーム） 邸 ブロック塀撤去工事

工 事 場 所 : ブロック塀等の所在地

見積有効期限 : 見積書提出後〇〇日以内

名称	数量	単位	単価(税抜)	見積金額	備考
1 ブロック塀撤去工事（対象部分）	1	式		〇〇〇, 〇〇〇	
2 フェンス・門扉撤去工事（対象外部分）				〇〇〇, 〇〇〇	
3					
小計				〇〇〇, 〇〇〇	
消費税				〇〇, 〇〇〇	
合計				〇〇〇, 〇〇〇	

内訳書

税抜き金額で表記してください。

名称	数量	単位	単価(税抜)	見積金額	備考
1 ブロック塀撤去工事（対象部分）					
CB塀撤去費	20	m ²	●●, ●●●	〇〇〇, 〇〇〇	
廃棄物運搬・処分費	1	式		〇〇〇	
仮設費	1	式		〇〇〇	
諸経費	1	式		〇〇〇	
2 フェンス・門扉撤去工事（対象外部分）					
撤去費				〇〇, 〇〇〇	
廃棄物運搬・処分費				〇〇, 〇〇〇	
仮設費				〇〇, 〇〇〇	
諸経費	1	式		〇, 〇〇〇	
小計				〇〇〇, 〇〇〇	

※廃棄物は適正に処分してください

○付近見取図【様式自由】 作成例

- ・地図に申請敷地を明示してください。



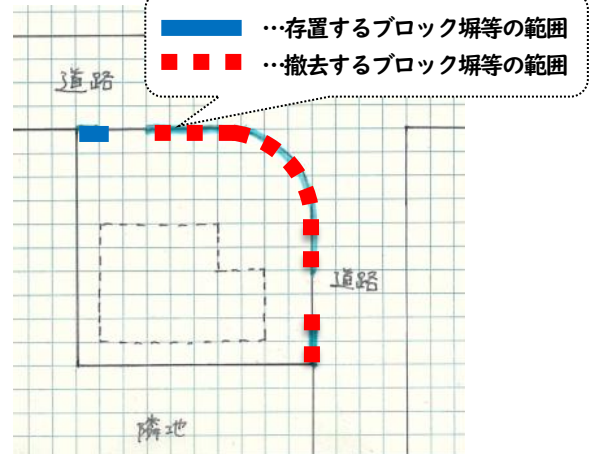
○配置図【様式自由】 作成例

- ・敷地のどの部分にブロック塀等があるかわかるよう位置関係を図示してください。
- ・道路に面するブロック塀等はすべて図示してください。部分的に撤去しないブロック塀等がある場合は色分けや線の種類を変える等してわかるようにしてください。

作成例 1



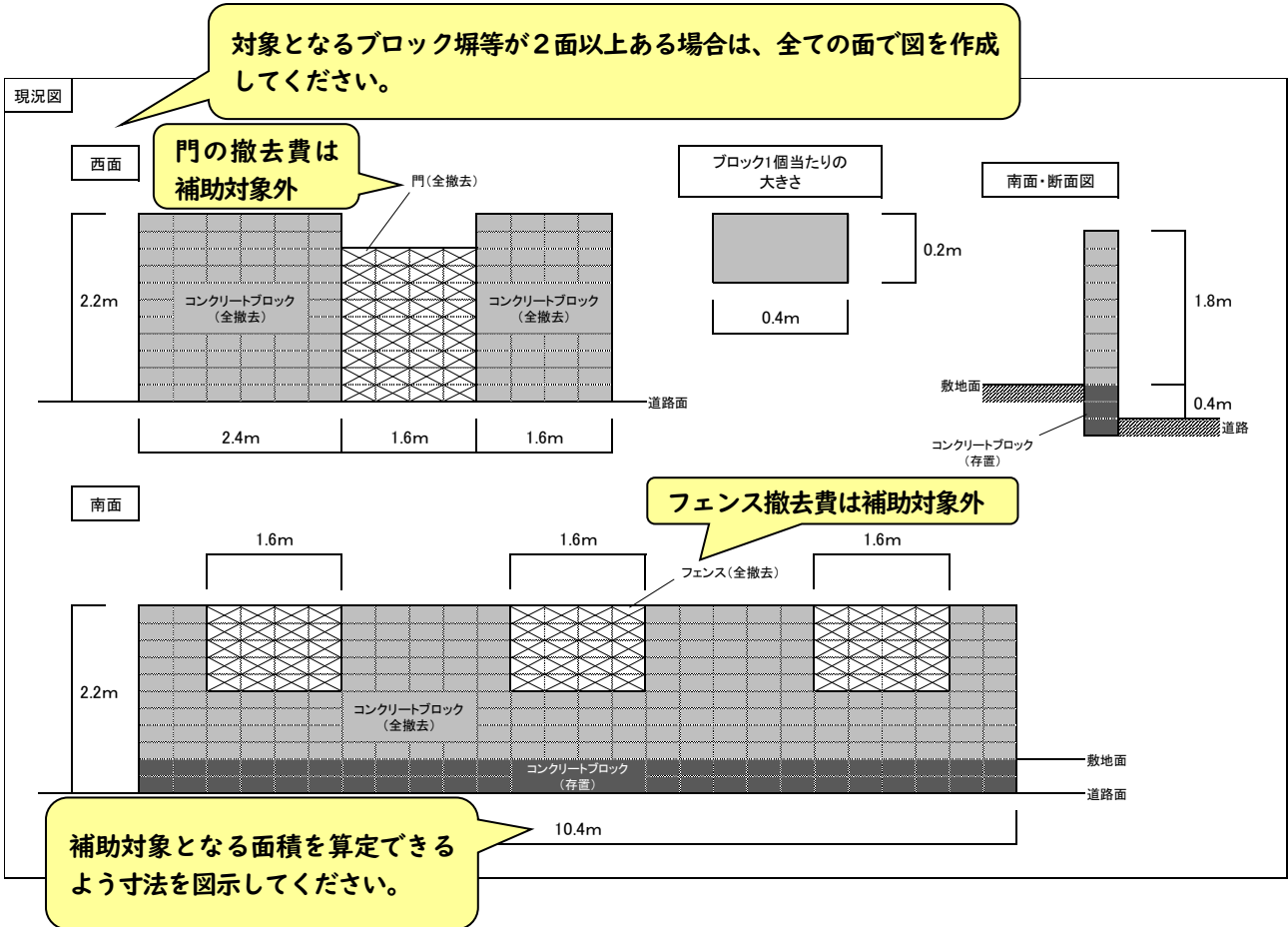
作成例 2



○危険なブロック塀等の延長、高さの現況と撤去範囲がわかる図面

【様式自由】 作成例

- ・撤去するブロック塀等の立面図を添付してください。
- ・道路等の地盤面と敷地の地盤面に高低差がある場合は、適宜、断面図を追加してください。
- ・図面の縮尺は問いません。手書きでも結構です。



○現況写真 撮影例

- ・ブロック塀等の全景について、前面の道路が写るように撮影してください。
- ・全景の写真で対象のブロック塀等の全体が一枚の写真に収まらない場合は、いくつか方向を変えて写真を撮影してください。

撮影例1



撮影例2



提出時に記入

年 月 日

熊本市長(宛)

申請者 住所 **熊本市中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 太郎**

電話番号 **096-111-1111**

送付される補助金交付決定通知書の日付と番号を記入してください。分からない場合は空欄で提出してください。

完了実績報告書

年 月 日付け 建指 発第 号で補助金交付決定通知のあった件が完了したので、熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告します。

記

1 対象となるブロック塀等の所在地(地番) 熊本市 **中央区 手取本町1110**

2 交付決定額 金 円

金額の訂正ができないため、記入されないようお願いします。

3 完了期限 **令和9年1月29日**

交付決定通知書に記載してある完了期限を記載してください。

4 添付書類

- (1) 補助事業に係る契約書等の写し
- (2) 工事写真(撤去後)
- (3) 補助対象経費に係る請求書又は領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

空欄で提出

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所 **熊本市中央区手取本町1番1号**

氏名 **熊本 太郎**

電話番号 **096-111-1111**

送付される補助金額確定通知書の日付と番号
を記入してください。分からない場合は空欄
で提出してください。

補助金交付請求書

年 月 日付け 建指 発第 号で補助金額の確定通知のあった件について、熊本市ブロック塀等安全対策緊急支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり請求します。

記

1 対象となるブロック塀等の所在地（地番） 熊本市 **中央区 手取本町1110**

2 請求金額 金 円

金額の訂正ができないため、
記入されないようお願いします。

3 口座振込先

金融機関名				
	〇〇	銀行 金庫 農協		●● 本店 支店 出張所
預金種別	普通	当座 ・ その他	口座番号	1111111
フリガナ	クマモト タロウ			
口座名義	熊本 太郎			

4 添付書類

補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類（領収書等）の写し（未提出の場合のみ）

よくある質問

問1. ブロック塀等とは何を示すか。

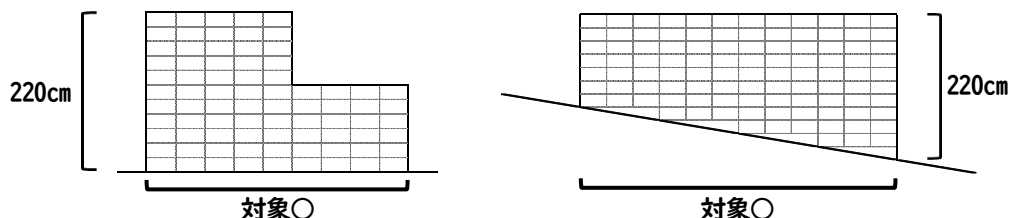
答：コンクリートブロック塀、石積塀、レンガ塀、その他これらに類すると認められるものです。

問2. 対象となるブロック塀等や対象となる範囲について教えてほしい。

答：次に示す例を参考にしてください。

例1 連続するブロック塀の高さが途中で変わる場合

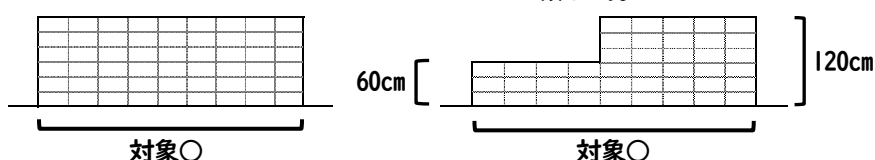
→構造的に一連のブロック塀であれば高さが220cm以下の部分も補助対象となります。



例2 傾きが5度以上のブロック塀において、連続する部分の高さや傾きが途中で変わる場合

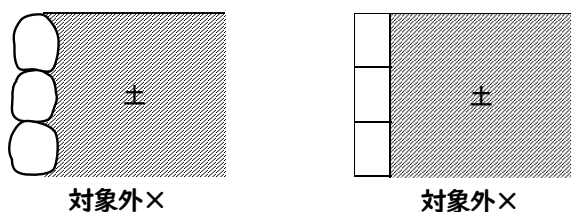
→構造的に一連のブロック塀であれば傾きが5度未満、及び高さが80cm以下の部分も補助対象となります。

傾き5度未満 ← → 傾き5度以上



例3 天然石やコンクリートブロックが土止めとなっている場合

→ブロック塀等ではなく擁壁なので対象外となります。

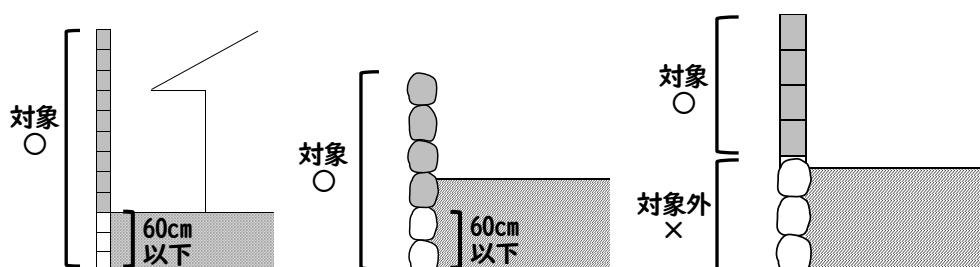


例4 天然石やコンクリートブロックの塀で一部が土止めとなっている場合

→構造的に一連であれば土止めとなっている部分も補助対象となります。

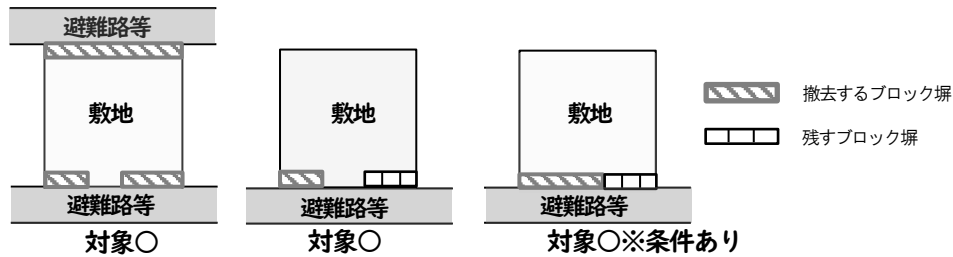
土止めの部分と塀の部分が別の場合、土止めとなっている部分は対象外です。

※補助金を受けるには色を塗っている部分を撤去する必要があります。

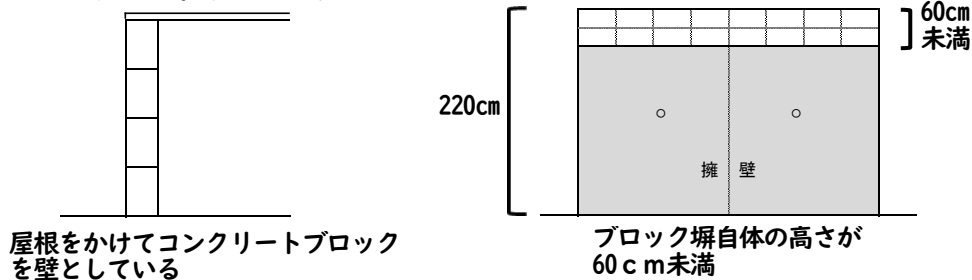


例5 敷地にいくつかブロック塀がある場合

→補助の要件を満たしているブロック塀はすべて対象となります。安全性を確認できるブロック塀は撤去の必要はありません。なお、構造的に一連のブロック塀等の一部を残す場合は条件がありますので、住宅支援班までお問い合わせください。



例6 その他、対象外となる場合



問3. ブロック塀の上にフェンス等が設置されている場合、フェンス等の高さを含めた高さとしてよいか。

答：金網フェンス等の部分はブロック塀等の高さを含むことはできません。(図1を参照)

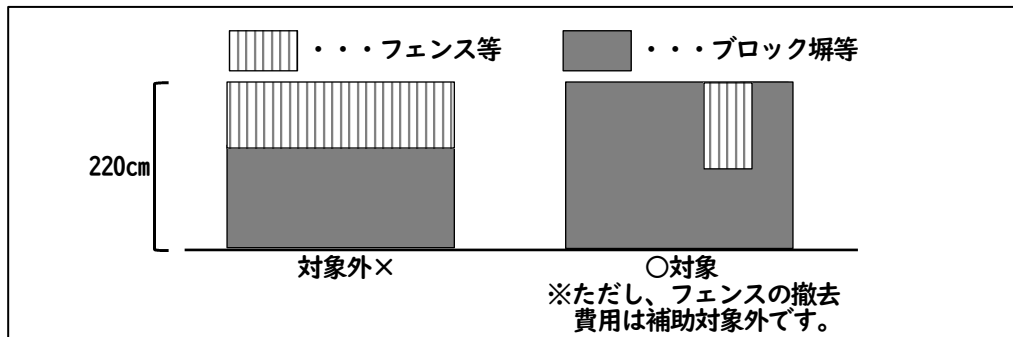


図1 フェンス等が設置されている場合の判断

問4. 共有者とは何か。また、共有者が複数いる場合はどうなるか。

答：共有者とは対象となるブロック塀等が存する敷地（土地）の登記簿上の所有者（権利者）のことです。共有者のうち工事を実施する方が代表して申請者となります。その場合、共有者全員の同意が必要となります。なお、「固定資産証明書」では共有者全員の確認ができないため「登記事項証明書」を提出していただく必要があります。

問5. 所有者以外が申請することは可能か。

答：原則として、申請者はブロック塀等の所有者としていますが、所有者の同意を得ることで（同意書の提出）所有者以外の方でも補助対象者とすることができます。

問6. 所有者が故人の場合はどうなるのか。

答：原則として、所有者の配偶者または2親等以内（父母、子、兄弟、姉妹など）の方が申請者となります。その場合、その方が亡くなっていることが分かる書類（除籍謄本など）の添付と、所有者との続柄が分かる書類（戸籍謄本など）の提出が必要です。相続人が複数いる場合は、相続人全員の同意が必要となります。

問7. どこに頼めば良いかわからない、施工会社を紹介してもらえないか。

答：市から施工会社を紹介することはできません。また、施工者には特に条件はなく、自由に選ぶことができます。熊本県のホームページにブロック塀等の解体・改修相談窓口一覧が掲載されていますので参考にしてください。

(参考URL <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4631.html>)

問8. ブロック塀等撤去工事の補助を受けた後、生垣植栽補助(つながりの森づくり補助金)は活用できるか。

答：活用できますが、当課で補助を受けたブロック塀等撤去工事を抜いた工事内容で、生垣の植栽補助(つながりの森づくり補助金)を申請してください。生垣の植栽補助(つながりの森づくり補助金)を活用する場合は、工事等をする前に申請が必要となりますので、事前に花とみどり協働課(☎ 328-2352)へお問合せください。